

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項



第1節 総則

第1条 (加入条項の適用)

株式会社ケーブルテレビ品川(以下「当社」といいます。)は、当社の定める「アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項」(以下「本加入条項」といいます。)に基づき、アパートメント(インテリジェントホーム)(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第2条 (用語の定義)

本加入条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
申込者	本サービスの加入申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団
本建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事負担金	加入者または利用者が利用する標準機器一式の設置工事に要する費用
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに關し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行う等、本アプリを利用する上で通信機器に必要となるシステム
インテリジェントホームゲートウェイ	当社の通信設備とデータ通信する際に必要となる機器で、インターネット回線経由にて利用するもの
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電氣的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電氣的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等のデバイスの総称
機器一式	インテリジェントホームゲートウェイ、IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー、スマートライト等の総称
標準機器一式	機器一式のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
追加機器一式	機器一式のうち、当社が利用者に貸与または販売する機器
セキュリティステッカー	東急セキュリティ株式会社が利用者に貸与するステッカー
セキュリティ看板	東急セキュリティ株式会社が加入者に貸与する看板
管理者カード	当社が別表の1.に定めるスマートロックプラン、スマートロック×センサープラン、スマートロック×駆付けプラン、スマートロック×センサー(シェア型)およびスマートロック×センサー(シェア型)の加入者に貸与する非接触型ICメディアのカードキー
利用者端末	利用者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

- 本サービスは、本建物に対し、別表の1.に定めるプランを提供します。
- 利用者は、当社指定のインテリジェントホームゲートウェイ(以下「ゲートウェイ」といいます。)および関連端末を設置し、本アプリを利用して利用者端末から以下の遠隔操作および駆付けサービスを利用することができます。
 - カメラリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス
 - センサーリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス
 - 駆付けサービス
宅内に設置したセンサー等が反応を検知し、それを利用者が異常と認識した場合に、当社に依頼をすることで東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。)の警備員が出動対応をするサービス
 - 赤外線家電リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス
 - 電子錠リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行う。テンキーによるパスワード認証や非接触型ICメディアによる認証も可能となるサービス
 - 電球リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス
 - 本サービスは、当社指定の機器一式でのみ利用できるものとします。なお、ゲートウェイのみの設置を行うことはできません。
 - 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
 - ゲートウェイ1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限りです。
 - 家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン、照明各1台の操作に限りです。
 - 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモの提供する専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります。
 - 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。
 - 本アプリを利用して利用者端末での遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより施錠や解錠ができます。

- オートロック機能により施錠ができます。
- 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他の約款」といいます。)がある場合は、加入者は、本加入条項に加えて当該その他の約款等に同意し、それらに従うものとします。

第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社ホームページ上での掲載等、当社が別途定めるとりします。

第2節 加入契約

第5条 (加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、当社または加入者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第6条 (加入契約の成立)

- 申込者は、本加入条項を承認の上、当社所定の加入申込書により、当社に本サービスの加入の申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、当社が当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。
- 加入契約は本建物ごとに締結されるものとし、当該契約の成立をもって当社は各世帯に本サービスを提供するものとします。
 - 別表の1.に定める駆付けプランまたはスマートロック×駆付けプランを希望する加入者は、本加入条項および東急セキュリティが定める「駆付けサービス(アパートメント)加入条項」(以下「駆付け加入条項」といいます。)に同意の上、当社を介して東急セキュリティに申し込みを行うものとします。なお、加入契約は、東急セキュリティが当該申し込みを承諾した時をもって契約の成立とします。

第7条 (加入契約の不成立)

- 当社は、前条第1項に定める加入契約の申し込みを承諾するにあたり、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は当該申し込みを承諾しない場合があります。
- 申込者が加入申込書に虚偽の事実を記載した場合
 - 申込者が料金、その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
 - 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - 申込者が加入契約に違反するおそれがあると認められる場合
 - その他当社の業務の遂行上、当社を介して支障がある場合
2. 前項により本サービスの加入契約の申し込みを承諾しない場合、当社は、申込者に対し、当社所定の方法によりその旨を通知するものとします。

第8条 (利用の条件)

- 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線(本建物にてインターネットサービス設備がない場合)、通信機器、電源、電池、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。))を準備するものとします。
- 前項に定めるインターネット回線については、第9条(本アプリの提供と管理)第2項に定める利用者端末を除き、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、モバイル端末は利用できません。
 - 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。)が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

第9条 (本アプリの提供と管理)

- 当社は、利用者の利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。
- 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があります。この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
 - 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
 - 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第10条 (加入申込書記載事項の変更)

- 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
- 加入者は、加入申込書記載のプラン変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
 - 当社は、第7条(加入契約の不成立)の規定に準じ、前2項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社が定める方法によりその旨を通知します。
 - 第2項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第5項の場合においては、別途定める日として当該契約変更日として取り扱うものとします。
 - 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社が定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第11条 (名義変更および権利譲渡等)

- 加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
- 加入者の改称
 - 承継
 - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
 - 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
 - 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。
 - 加入者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第4節 本サービス提供の停止等

第12条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
- 本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 第13条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第2号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - 第33条(禁止事項)、第35条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
 - その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社が定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第13条 (当社が行う本サービス提供の制限)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することができます。
- 天災・地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項

続することができなくなったとき

- (2) 加入者が、当社の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社が本案の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条 (当社が行う本サービス提供の休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
- (1) 当社の通信設備の保守作業または工事でやむを得ない場合
 - (2) 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - (3) 第13条(当社が行う本サービス提供の制限)第1項第1号の規定により、当社が本サービスの提供を制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - (4) 天災等の不可抗力
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合は、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページでの掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 加入契約の解除

第15条 (加入者が行う加入契約の解約)

- 加入者は、第5条(加入契約の有効期間)の規定にかかわらず、毎月末日付にて、加入契約を解約することができます。この場合は、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。
2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本加入契約の終了日と定めます。なお、第3項の場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
 3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。
 4. 加入契約の解約に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者が第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービス(以下「インテリジェントホーム」といいます。)の利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、当社が別途定めるインテリジェントホーム契約約款(以下「インテリジェントホーム契約約款」といいます。)およびその他の約款等に同意し、当該約款等に定める料金を支払うことでインテリジェントホームを利用することができるものとします。

第16条 (当社が行う加入契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条(加入契約の有効期間)の規定にかかわらず、加入契約を解除することができるものとします。
- (1) 第12条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの提供を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 当社、加入者のいずれの責にも帰することできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
2. 当社は、加入者が第12条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその加入契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、第1項および第2項の規定により加入契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者に対しその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第1項および第2項の規定により加入契約が解除されたときは、加入契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
5. 加入契約の解除に伴い、当社と利用者との間で締結された利用契約についても、同時に解除されるものとします。ただし、利用者がインテリジェントホームの利用を希望する場合、標準機器一式を当社に返還の上、インテリジェントホーム契約約款およびその他の約款等に同意し、当該約款等に定める料金を支払うことでインテリジェントホームを利用することができるものとします。

第6節 管理者カードとパスワード

第17条 (管理者カードおよびパスワードの管理)

- 当社は、別表の1. に定めるスマートロックプラン、スマートロック×センサープラン、スマートロック×駆けつけプラン、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)の契約の成立に伴い、加入者に管理者カードおよびパスワードを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更するものとします。
2. 加入者は、管理者カードおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
 3. 第三者の不正使用により加入者および利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
 4. 加入者が第15条(加入者が行う加入契約の解約)の規定により加入契約を解約する場合、もしくは第16条(当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が当社により解除された場合、加入契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該加入者は管理者カードとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第18条 (料金等)

- 料金等は、別表に定めるとおりとします。
2. 加入者は、別記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第19条 (加入者の支払い義務)

- 加入者は、その契約内容に応じ、第18条(料金等)で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。なお、別表の1. に定める施設利用料については、各世帯の入居の有無および利用の有無を問わないものとします。また、駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを締結した加入者は、駆けつけ加入条項の規定により、当急セキュリティおよび当社が譲り受けた債権(駆けつけ加入条項の規定により支払いを要することになった料金等に関わる債権)の額に相当する料金を当社に支払う義務を負うものとします。
2. 第10条(加入申込書記載事項の変更)の規定により加入者の契約内容が変更されたときは、加入者は変更後の契約内容に応じ、第18条(料金等)で規定する料金を当社に支払う義務を負うものとします。
 3. 料金等のうち、別表の1. に定める施設利用料、別表の7. に定める工事負担金および工事費の支払い義務は、本サービスの提供を開始した日の属する月に発生するものとします。
 4. 第12条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該提供期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
 5. 第14条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第20条 (料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、加入契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社から譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から譲渡を受けたことができないものとします。

第21条 (加入契約終了時に伴う料金等の精算方法)

- 第15条(加入者が行う加入契約の解約)第1項、第3項および第16条(当社が行う加入契約の解除)第1項、第2項の規定により、月の途中で加入契約が解除されたときは、料金等は第15条(加入者が行う加入契約の解約)第2項および第16条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める本サービスの提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第22条 (遅延損害金)

- 加入者が料金その他加入契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6%(年365日の日割り計算による。)の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第8節 機器一式

第23条 (機器一式の設置および費用負担)

- 機器一式の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が、追加機器一式の設置工事に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より1年間とします。
2. 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第24条 (機器一式の撤去および費用負担)

- 第15条(加入者が行う加入契約の解約)第1項および第16条(当社が行う加入契約の解除)第1項の規定により加入契約が終了したときは、機器一式を撤去します。この場合、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が、追加機器一式の撤去に要する費用は利用者がそれぞれ負担するものとします。なお、加入契約が終了した後も利用者が第15条(加入者が行う加入契約の解約)第4項および第16条(当社が行う加入契約の解除)第5項に定める手続きを行う場合、当社は、標準機器一式のみ撤去するものとします。
2. 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

第25条 (責任事項)

- 当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第14条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第26条 (設置場所の無償使用)

- 当社は、機器一式を設置するために必要最小限において、本件建物を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第27条 (便宜の供与)

- 加入者は、当社または当社の指定する業者が機器一式の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第28条 (故障)

- 本サービスに異常が生じた場合、加入者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物の通信設備に起因する異常については、この限りではありません。
2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第29条 (標準機器一式の貸与)

- 加入者は、別表の1. に定めるサービスプランに応じて、当社より標準機器一式の貸与を受けることができます。この場合、加入者が当社より貸与を受ける標準機器一式については、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者および利用者は標準機器一式を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者および利用者は標準機器一式の交換を請求できません。
3. 加入者または利用者は、加入者が加入契約を解約または解除した場合、もしくは利用者が利用契約を解約または解除した場合、標準機器一式をすみやかに当社に返還するものとします。なお、加入者または利用者が故意または過失により標準機器一式を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者または利用者は、別表の8. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 4. 加入者または利用者は、標準機器一式のうち特定の関連端末のみの解約を行う場合、当社への申告をせず、当該関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
 5. 加入者および利用者は、当社が標準機器一式以外の機器を使用し本サービスを利用することはできません。なお、当社は、第三者から譲渡された当社販売ゲートウェイを使用する加入者および利用者への本サービスの提供について一切保証しないものとします。
 6. 加入者および利用者は、当社が必要に応じて行うゲートウェイのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第30条 (ゲートウェイ)

- 別表の1. に定めるセンサープラン(シェア型)に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作を行うことができます。また、スマートロックプラン(シェア型)およびスマートロック×センサープラン(シェア型)に居住する利用者は、標準機器一式に加え、ゲートウェイを設置することで関連端末の遠隔操作およびスマートロックの非接触型ICメディアによる認証を行うことができます。ゲートウェイの利用には、アパートメント(インテリジェントホーム)利用条項(以下「利用条項」といいます。)に同意の上、当該利用条項に定める料金を当社に支払うことで当社より貸与を受けるものとします。なお、ゲートウェイの1台目を購入することはできません。
2. ゲートウェイの追加を希望する利用者は、利用条項に同意の上、当該利用条項に定める料金を当社に支払うことで当社より購入または貸与を受けることができます。
 3. 加入者が当社より貸与を受けたゲートウェイに故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、ゲートウェイを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、利用者はゲートウェイの交換を請求できません。
 4. 加入者は、第15条(加入者が行う加入契約の解約)第2項、第16条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める提供終了日、および第10条(加入申込書記載事項の変更)第4項に規定する契約変更日に、当社販売ゲートウェイを除き、ゲートウェイを申込み当社に返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりゲートウェイを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の8. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 5. 加入者が加入契約を解約または解除した場合において、インテリジェントホームの利用を希望する利用者は、前項の規定にかかわらず、インテリジェントホーム契約約款に同意することにより、当社が利用者に貸与または販売したゲートウェイを使用してインテリジェントホームを利用することができるとします。
 6. 利用者は、当社が貸与するゲートウェイ以外のゲートウェイを使用し本サービスを利用することはできません。

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項



第31条 (関連端末の追加契約)

- 利用者は、利用条項に同意することにより、第23条(機器一式の設置および費用負担)に定める標準機器一式に加え、別表1に定めるレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで、関連端末を追加して利用することができるものとします。なお、各世帯の通信環境や利用環境により、ゲートウェイおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。ただし、追加して利用する関連端末のうちスマートライต์以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することではできません。
- 前項において、当社より貸与を受ける関連端末に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、関連端末を本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、利用者は関連端末の交換を請求できません。
 - 加入者は、第15条(加入者が行う加入契約の解約)第2項、第16条(当社が行う加入契約の解除)第4項に定める提供終了日、および第10条(加入申込書記載事項の変更)第4項に規定する契約変更日により、関連端末をすみやかに当社に返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により関連端末を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の8. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
 - 加入者が加入契約を解約または解除した場合において、インテリジェントホームの利用を希望する利用者は、前項の規定に関わらず、インテリジェントホーム契約約款に同意することにより、当社が利用者に貸与した関連端末を使用してインテリジェントホームを利用することができるものとします。
 - 利用者は、特定の関連端末のみの解約を行う場合、当社への申告をせず、利用者自身で関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。
 - 利用者は、当社が貸与する関連端末以外の関連端末を使用して本サービスを利用することはできません。

第9節 駆けつけサービス

第32条 (駆けつけサービス)

- 東急セキュリティは、別表の1. に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを選択した加入者に対し、セキュリティ看板を貸与します。セキュリティ看板は本件建物にのみ設置できるものとし、加入者がセキュリティ看板をその他の物件に譲渡することはできません。
- センサー等を利用する利用者は、東急セキュリティが定める駆けつけサービス(アパートメント)利用条項(以下「駆けつけ利用条項」といいます。)および利用条項に同意の上、東急セキュリティと駆けつけサービス(アパートメント)利用契約(以下「駆けつけ利用契約」といいます。)を締結することにより、駆けつけサービスを利用することができます。
 - 東急セキュリティは、駆けつけサービスの利用者に対し、セキュリティステッカーを貸与します。セキュリティステッカーは契約した世帯にのみ貼付できるものとし、利用者がセキュリティステッカーをその他の物件に譲渡することはできません。
 - 加入者および利用者は、契約を解約または解除した場合、セキュリティ看板またはセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者は、セキュリティ看板の撤去およびセキュリティステッカーを剥がしたことにより生じた傷について東急セキュリティおよび利用者が免責されることをあらかじめ承諾するものとします。
 - 駆けつけサービス(アパートメント)に関しては、駆けつけ加入条項を優先的に適用することとし、駆けつけ加入条項に特に記載のない事項に関しては本加入条項を適用するものとします。なお、東急セキュリティは、駆けつけ加入条項第8条(加入契約の不成立)に該当する場合または駆けつけ加入条項第25条(反社会的勢力の排除)第1項に違反するおそれがある場合もしくは同条第2項に該当する場合は、駆けつけ加入契約を承諾しない場合があります。その場合、加入者は、別表1. に定める駆けつけプランまたはスマートロック×駆けつけプランを利用することはできません。

第10節 雑則

第33条 (禁止事項)

- 加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
- 機器一式を転貸、譲渡、買入れする行為
 - 機器一式を変更・分解・改変または付加物等を取付ける行為。ただし、天災、地震、又はその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
 - 本アプリを改変し、またはリバースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
 - 本アプリの全部または一部を複製、翻案する行為
 - 本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する行為
 - 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
 - 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
 - I Dおよびパスワードを不正使用する行為
 - 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - 詐欺、児童売買者、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - 偽りせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを取録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
 - 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - 無断連環講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
 - 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくははそのおそれのあるメールを送信する行為
 - 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を誘い負い、仲介または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - 人の殺害現場の保護等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
 - 火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載せさせることを助長する行為
 - 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
 - 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
 - その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不適当と判断する行為

第34条 (損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第12条(当社が行う本サービス提供の停止)、第13条(当社が行う本サービス提供の制限)、第38条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、制限、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

- 第11条(名義変更および権利譲渡等)の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社の東急セキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
- I D、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により加入者または利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
- 加入者が、第33条(禁止事項)、第35条(機密保持)第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 第15条(加入者が行う加入契約の解約)および第16条(当社が行う加入契約の解除)の規定により加入契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により加入契約が解除された場合はこの限りではありません。
- 第三者の責めに帰すべき事由により本サービスを提供できない状態が発生した場合、当社は、加入者の請求に基づき、第三者から受領する損害賠償額を限度として、加入者に対する損害賠償額を適正に算定し賠償するものとします。ただし、当該賠償は、当該事実が発生した日から起算して3ヶ月以内に請求されたものに限るものとします。
- 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第36条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの利用状況や機器一式の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取ることができるものとし、加入契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - 本サービスの運用・管理
 - 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - 本サービスの利便性の向上
 - 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
- 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。当社は、当社のサーバーに保管する加入者データについて、サーバー障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
- 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報(電子メール等)により提供することができるものとします。
- 加入者は、天災、地震、またはその他の非常事態の際に第29条(標準機器一式の貸与)第2項に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
- 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

第35条 (機密保持)

- 加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、加入契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
- 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
 - 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と機密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第36条 (個人情報)

- 当社は、加入者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
- 当社は、加入者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものとし、加入者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
 - 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜査・検証)その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 - 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第37条 (加入条項の変更)

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で加入者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本加入条項によります。

第38条 (本サービスの廃止)

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、加入契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
- 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第39条 (国内法への準拠)

加入契約は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第40条 (定めなき事項)

加入契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および加入者は、加入契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるとします。

本加入条項に関する付則

- 当社は特に必要があるときには、本加入条項に特約を付することができるものとします。
- 2016年12月31日をもって、「駆けつけプラン」および「スマートロック×駆けつけプラン」の新規申し込みの受付は終了しています。
- 本加入条項は、2017年8月1日より施行します。

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項

別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1. 施設利用料(月額利用料金)

サービスプラン	施設利用料(月額利用料金)	標準機器一式/世帯	サービス内容
センサープラン	1,500円/世帯	・ゲートウェイ1台 ・センサー等 (いずれか2台)	利用者は基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
駆けつけプラン(*)	1,500円/世帯	・ゲートウェイ1台 ・センサー等 (いずれか1台)	本件建物にセキュリティ看板を貸与。利用者は基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料金が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
スマートロックプラン	1,500円/世帯	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。
スマートロック×センサープラン	2,000円/世帯	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚 ・センサー等 (いずれか2台)	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、スマートロック1台分、センサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。
スマートロック×駆けつけプラン(*)	2,000円/世帯	・ゲートウェイ1台 ・スマートロック1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚 ・センサー等 (いずれか1台)	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、基本利用料、ゲートウェイ1台分の月額レンタル料、センサー等のうちいずれか1台分の月額レンタル料が無料。利用者は駆けつけサービスの月額利用料金が無料となり、セキュリティステッカーの貸与を受けられる。
センサープラン(シェア型)	500円/世帯	・センサー等 (いずれか2台)	利用者は、センサー等2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
スマートロックプラン(シェア型)	500円/世帯	・スマートロック1台	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者は、スマートロック1台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。
スマートロック×センサープラン(シェア型)	900円/世帯	・スマートロック1台 ・センサー等 (いずれか2台)	加入者に管理者カード2枚/世帯を貸与。利用者はスマートロック1台およびセンサー等のうちいずれか2台分の月額レンタル料が無料。本サービスを利用するために必要となる基本利用料およびゲートウェイは、利用者の負担とする。

※施設利用料は、各世帯の入居の有無および利用の有無を問わないものとします。
(*) 2016年12月31日をもって、新規申し込みの受付は終了しています。

2. 利用料金

別表の1. のサービスプランにおいて、利用者が支払う料金等は以下のとおりとします。

○センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*)	(*)3,1,980円
	対象サービス未利用者(**)	2,980円

(*) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者として。
(**) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者として。
(*) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみに利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*)	700円/台		
スマートロック(**)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(*) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限り。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限り。
(**) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*)	(*)3,1,980円
	対象サービス未利用者(**)	2,980円

(*) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者として。
(**) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者として。
(*) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみに利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*)	700円/台		
スマートロック(**)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(*) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限り。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限り。
(**) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 0円/世帯
--------	-----------

(*) 出動料金は別途発生します。

○スマートロックプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*)	(*)3,1,980円
	対象サービス未利用者(**)	2,980円

(*) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者として。
(**) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者として。
(*) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみに利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	200円/台		
広域モーションセンサー	0円/台		
狭域モーションセンサー	200円/台		
家電コントローラー(*)	700円/台		
スマートロック(**)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

(*) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限り。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限り。
(**) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

(*) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

○スマートロック×センサープラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*)	(*)3,1,980円
	対象サービス未利用者(**)	2,980円

(*) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者として。
(**) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者として。
(*) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみに利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項

ゲートウェイ2台目以降	300円/台
-------------	--------

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

- (*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

OSスマートロック×駆けつけプラン

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (*1) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。
- (*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。
- (*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
- ※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 0円/世帯
--------	-----------

- (*1) 出動料金は別途発生します。

OSセンサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (*1) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。
- (*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。
- (*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
- ※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

- (*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

は終了しています。

OSスマートロックプラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (*1) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。
- (*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。
- (*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
- ※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

- (*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

OSスマートロック×センサープラン(シェア型)

(1) 基本利用料

ゲートウェイ1台毎に以下の基本利用料が発生します。

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		1,280円
ゲートウェイ2台目以降	対象サービス利用者(*1)	(*)3)1,980円
	対象サービス未利用者(*2)	2,980円

- (*1) 別表の3. のいずれかを利用して本サービス利用者としてします。
- (*2) 別表の3. のいずれも利用していない本サービス利用者としてします。
- (*3) 別表の3. に定める対象サービス品目を利用して、対象サービス利用者用の月額利用料金(1,980円)で利用していた場合も、対象サービス品目の全部を停止、解除または解約し、本サービスのみを利用する際は、対象サービス未利用者用の月額利用料金(2,980円)に変更するものとします。
- ※ 上記の月額利用料金には、「しながわ テレビ・ブッシュ契約約款」別表の1. に掲げる月額利用料金1台分が含まれます。

(2) ゲートウェイ月額レンタル料

		月額利用料金
ゲートウェイ1台目		0円
ゲートウェイ2台目以降		300円/台

(3) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料金		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		200円/台
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)	700円/台		
スマートロック(*2)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*1) ゲートウェイ1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
- (*2) ゲートウェイの設置を行った場合、スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。

(4) 駆けつけサービス

月額利用料金	(*) 1,000円/世帯
--------	---------------

- (*1) 出動料金は別途発生します。なお、「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

3. 対象サービス品目

約款・規約名	サービス品目
ケーブルインターネットサービス契約約款 アパートメント加入条項	かつびメガ160 かつびワイド かつびプラス かつびジャスト
インターネット接続サービス契約約款	しながわ光 ホームタイプ しながわ光 マンションVDSLタイプ しながわ光 マンションLANタイプ
かつびMANSION LAN インターネットサービス契約約款	かつびMANSION LAN インターネットサービス(*)

- (*1) 第4条(提供区域)に定める提供区域内に限ります。

4. 出動料金

駆けつけサービスにおいて、利用者または使用者が出動を要請した場合の利用者が負担する料金は以下のとおりとします。

アパートメント(インテリジェントホーム)加入条項

出動料金	5,000円/回
------	----------

※「駆けつけサービス」は、2016年12月31日に新規申し込みの受付は終了しています。

5. 契約事務手数料

センサープラン（シェア型）、スマートロックプラン（シェア型）およびスマートロック×センサープラン（シェア型）において、利用者が新規申し込み時に支払う契約事務手数料は以下のとおりとします。

契約事務手数料	3,000円
---------	--------

6. 販売価格

(1) ゲートウェイ

利用者がゲートウェイを追加購入する場合の販売価格は以下のとおりとします。

ゲートウェイ（1台目は購入不可）	18,000円/台
------------------	-----------

(2) スマートライト

利用者がスマートライトを購入する場合の販売価格は以下のとおりとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

(3) 非接触型ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型ICメディアを購入する場合の販売価格は以下のとおりとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

7. 工事負担金および工事費

別途見積

8. 機器損害金

品名	機器損害金（課税対象外）
ゲートウェイ	16,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートロック	35,000円/台
スマートライト	2,600円/個

●クレジットカード支払いに関する特約

- 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

MEMO